和歌山県
商工会報

令和2年
9月号

（奇数月の1日発行）
定価30円
購読料は会費に含まれております

発行者：和歌山県商工会連合会　会長　森田敏行
和歌山市十番丁19番地　TEL073(432)4661　FAX073(432)3561
http://www2.w-shokokai.or.jp　Eメール：info@w-shokokai.or.jp

新型コロナウイルス感染症関連情報

経済産業省 コロナ ×　検索

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける企業を支援するため様々な施策が講じられています。
情報は随時更新されていますのでホームページで確認して下さい。

経済産業省　中小企業庁

新型コロナウイルス感染症関連（METI/経済産業省）
https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html

持続化給付金	家賃支援給付金	持続化補助金
ものづくり補助	IT導入補助	その他支援策

和歌山県 Wakayama Prefecture

和歌山県ホームページ Wakayama Prefecture Web Site
新型コロナウイルス感染症に関連する情報について
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/covid19.html

事業継続支援金	家賃支援金
安心な観光地づくり促進事業	

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用調整助成金（新型コロナ特例）厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

紙面紹介

1面	新型コロナウイルス感染症関連情報
2面・3面 4面・5面	コロナ関連の主な経済対策
6面	共同・協業販路開拓支援事業採択、商工会職員募集 新会長ご紹介、商工会人事、国勢調査の実施について
7面	専門家に聞く経営ワンポイントアドバイス
8面	共済制度のご紹介、働き方改革への対応、金利のお知らせ

コロナ関連の主な経済対策

※施策が変更される場合もありますので、最新の情報をご確認下さい。 （8月20日現在）

持続化補助金（一般型）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

■基本情報

1 対 象：小規模事業者 等
2 補助上限：50万円
3 補 助 率：2/3

上記に加えて

・「事業再開枠」 補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）
・「特例事業者枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）

「事業再開枠」の取組は５月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

■公募スケジュール ３回締切：令和２年10月２日（当日消印有効）
４回締切：令和３年２月５日（当日消印有効）

※詳しくは次のサイトでご確認下さい

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

持続化補助金（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

■基本情報

1 対 象：小規模事業者 等
2 補助上限：100万円
3 補 助 率：（類型A）2/3、（類型B又はC）3/4

類型A：サプライチェーンの毀損への対応
類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換
類型C：テレワーク環境の整備

上記に加えて

・「事業再開枠」 補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）
・「特例事業者枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

※売上高が前年同月比▲20％以上減少した小規模事業者には概算払い支給も可。

※２月18日以降に実施した取組まで遡って補助。また、「事業再開枠」の取組は５月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

■公募スケジュール ４回締切：令和２年10月２日（必着）

※詳しくは次のサイトでご確認下さい

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

■給付対象の主な要件

（1）新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50％以上減少している事業者。

（2）2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

■給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50％月の売上×12カ月）

■申請サイト

「持続化給付金」の事務局HP　https://www.jizokuka-kyufu.jp

※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年１～３月に開業した事業者」にも支援対象が拡大されています。

家賃支援給付金

売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

■給付対象者

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、５月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

①いずれか１カ月の売上高が前年同月比で50％以上減少

②連続する３カ月の売上高が前年同期比で30％以上減少

■給付額・給付率

給付率は2/3、給付上限（月額）は個人25万円、法人50万円とし、６カ月分の給付額に相当する額を支給。家賃の総支払額が高い者を考慮して例外措置があります。

■申請サイト

「家賃支援給付金」の事務局HP　https://yachin-shien.go.jp/

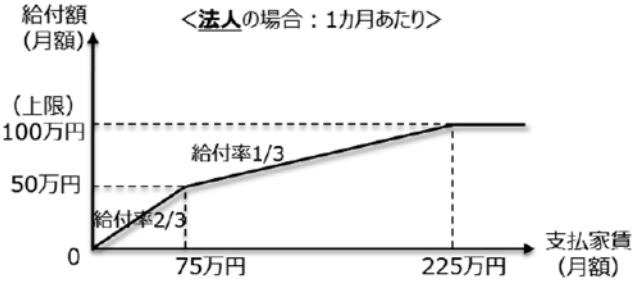

⇒法人は最大600万円

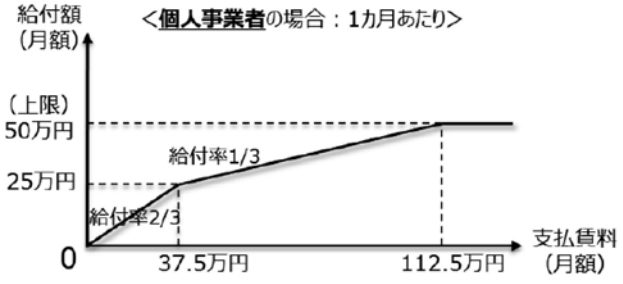

⇒個人事業者は最大300万円

和歌山県事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の支援を図るための支援金です。

■給付対象の主な要件

県内に主たる事業所を有する事業所で国の持続化給付金の給付を受けている事業者。

※７月６日から対象拡充：令和２年１月～５月までに新規創業した者を追加
（拡充前は令和元年12 月までに創業した者が対象）

■給付額 **（表１）**

常時使用する従業員の数	支援金基準
５人以下	20万円
６人以上100人以下	30万円
101人以上300人以下	50万円
301人以上	100万円

（１）国の持続化給付金給付額が上限額（法人200万円、個人事業者100万円）の場合は、表１の支援金基準額が支援金交付額になります。

（２）国の持続化給付金給付額が上限額（法人200万円、個人事業者100万円）に満たない場合は、次の算定式で支援金交付額を算出します。

〈算定式〉

$$\text{支援金交付額} = \text{支援金基準額} \times \frac{\text{持続化給付金給付額}}{\text{持続化給付金の上限額(法人200万円、個人事業者100万円)}}$$

■受付期間 令和3年2月28日まで

※詳しくは次のサイトでご確認下さい

和歌山県 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204233.html

和歌山県家賃支援金

新型コロナウイルスの影響により、売上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃が負担となる県内事業者に支援金を支給する制度です。

■給付対象者

国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者

■給付額・給付率

国の給付額の１／４を県独自に支給。

給付上限額(6か月分) 個人事業者75万円、法人150万円

■受付期間 令和3年2月28日まで(当日消印有効)

※詳しくは次のサイトでご確認下さい

和歌山県 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/yachin.html

和歌山県安心な観光地づくり促進事業費補助金

観光客に安心して訪れてもらう観光地づくりを目指し、県内観光関連事業者が実施する持続的な感染拡大防止等に大規模投資を伴う施設の整備等に要する経費を補助

■補助率　中小企業・小規模事業者　3/4
大企業　2/3

■補助上限　1,000万円

■受付期間　令和2年10月30日まで

※詳しくは次のサイトでご確認下さい

和歌山県　https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/d00204656.html

新型コロナウイルス対策マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

■新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初３年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。

加えて、据置期間を運転資金で３年以内、設備資金で4年以内に延長する。

■ご利用いただける方

最近１か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

■資金の使いみち　運転資金、設備資金

■融資限度額　別枠1,000万円

■金利

経営改善利率1.21%（令和２年８月20日時点）より当初３年間、▲0.9%引下げ。

※要件により、当初３年間の特別利子補給制度（実質無利子）があります。

※その他、新型コロナウイルス感染症特別貸付など融資制度があります。

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業・出向・教育訓練を実施した際に、その費用を一部助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、支給対象となる事業主や助成率など、多くの拡充措置が図られています。

■受給額の引き上げ　１人あたり日額8,330円⇒15,000円

■助成率の拡充　解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率が10／10に引き上げ。

■特例措置の期間　令和２年９月30日まで

※詳しくは次のサイトでご確認下さい。

厚生労働省：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

商品販売力の向上を支援 販路拡大を目指す
＝共同・協業販路開拓支援事業＝

今般、国の補助事業である「共同・協業販路開拓支援事業」の採択先が発表され、全国で81カ所の採択があり、うち本県から3カ所の採択があった。

本事業は、地域振興等機関である商工会等が中心的な役割となって企業の商品やサービスの販路開拓を支援し、商品販売力の向上を図ることを目的としており、事業内容には①展示会・商談会型②催事販売型③マーケティング拠点型の3つの取り組みが設定されている。

本県での採択内容は次のとおり。

【催事販売型】 ▽白浜町商工会＝令和2年度紀南エリアの食産品販売力向上・持続化支援事業
▽日置川町商工会＝「紀南のエリアでの自慢の逸品」販路開拓支援事業

【マーケティング拠点型】 ▽有限会社あんちん＝OTERAMAE ANCHINの運営

商工会人事（順不同）

【採用】
9月1日
▽山田 純也（印南町）

【退職】
8月31日
▽山本 美代（印南町）

国勢調査の実施について

本年、10月1日を調査期日として「令和2年国勢調査」が実施されます。皆様の御協力をお願いします。

新会長ご紹介

由良町商工会の令和2年度臨時総会において濵出吉高会長が選任されました

由良町商工会
会長 濵出 吉高 氏

商工会職員の募集について

【職 種】 商工会職員
【採用人員】 若干名
【免許等】 普通自動車免許（AT限定可）
【年 齢】 59歳以下（R3・4・1現在）
【雇用形態】 正職員
【応募資格と業務】
（1）大学卒業程度の学力を有する者。
※採用後は商工鉱業の指導又は経営実務に従事した経験の状況により、一般業務等に従事しながら、企業支援業務に要する知識・経験を習得する場合と企業支援業務を担当する場合があります。
【給 与】 和歌山県商工会連合会給与規程による
【応募方法】 履歴書に写真添付の上、ハローワークの紹介状を添えて下記の宛先に郵送してください。
※期日までに間に合わない場合は、履歴書のみで結構です。
【応募締切】 令和2年10月22日（木）（必着）
【採 用 日】 令和3年4月1日（木）
【試 験 日】 1次試験：令和2年11月1日（日）
【試験会場】 1次試験：和歌山JAビル2次試験：令和2年12月上旬予定：和歌山市内予定
【試験科目】 1次試験：筆記試験（職場適応性・一般教養等）、小論文
※地方公務員I種試験相当（大学卒業程度）
2次試験：面接
【勤務地】 和歌山県内。人事異動により県内商工会への出向があります。
【お問い合わせ・申込書類送付先】
〒640−8152
和歌山市十番丁19番地
Wajima十番丁4階
和歌山県商工会連合会人事総務課
担当：杉本
TEL 073（432）4661
※書類選考された方が1次試験の受験対象となります。

がん治療を幅広くカバーする進化したがん保険
生きるためのがん保険Days1
女性特有のがんにも手厚い 生きるためのがん保険Days1
資料請求等のお問い合わせは商工会事務局にお申し出ください。
【募集代理店】ノイエス株式会社
和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階
電話0120-13-8400
【引受保険会社】アフラック和歌山支社
和歌山市友田町4丁目123番地
紀陽東和歌山ビル5階

近畿日本ツーリスト
株式会社近畿日本ツーリスト関西
和歌山支店 観光庁長官登録旅行業第2039号
☎073−431−7224
〒640-8044 和歌山市板屋町22（和歌山中央通りビル2階）
営業時間9:15〜18:00（月〜金曜日） 支店長 中尾 一之
（土日祝日はお休みです）

専門家に聞く

経営アドバイス ワンポイント

今こそ得意客との関係強化を

大手前大学 現代社会学部
准教授 正岡（まさおか） 幹之（もとゆき） 氏

〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所町6-42
TEL：0798-34-6331（代表） FAX：0798-34-5040
✉ masaoka@otemae.ac.jp
URL：https://www.otemae.ac.jp/

コロナ禍の厳しい経営環境の中、皆様におかれましては、日本経済を支えてくださっていることに敬服いたします。医療と経済をバランスさせるという難局で、私もこの間、経営をいかに持続させるかについて考えてきました。本稿では、今この厳しい状況だからこそ、得意客とさらなる良好な関係を構築する必要性について、お話をしたいと思います。

80対20の法則

経済学の理論に「80対20の法則」があります。経営分野では、「売上高や利益の80％は上位20％の得意客によってもたらされる」という法則として解釈されています。つまり、この法則に適合している企業では、上位20％の得意客と長期継続的な取引関係を築けていれば、売上高や利益の80％は安定的に確保できることになります。

得意客からもたらされる利益

得意客は企業にさまざまな利益をもたらしてくれます。第一に基礎利益です。これは、得意客が商品を購入してくれる際に得られる通常の利益です。第二に、高価格販売による利益が挙げられます。これはロイヤルティが高まると価格に敏感でなくなり、高額商品を購入してくれることから得られる利益です。第三に、大量・高頻度購入による利益です。これは、多数の商品を繰り返し頻繁に購入してくれることから得られる利益です。第四に、関連販売による利益が挙げられます。これは、主力商品とともに関連商品も購入してくれることから得られる利益です。第五に、コストダウンによる利益です。これは、企業と顧客との互いの信頼関係によりコスト削減ができることから得られる利益です。この利益に関しては、「新規顧客の獲得は既存顧客を維持する5倍の経費がかかる」というよく知られたデータがあります。逆に言うと、既存顧客の維持は新規顧客の獲得の1／5の経費ですむということです。最後に、新規客の紹介による利益です。これは、得意客が口コミにより新規客を呼び込んでくれ、その新規客が商品を購入してくれることから得られる利益です。広告費をかけることなく新規客を生み出してくれ、しかも得意客からの口コミは広告よりはるかに信頼性が高いため、その新規客の多くは顧客となってくれます。

ロイヤルティ向上戦略

厳しい経営環境の今だからこそ、これらの利益を円滑に得られるように、得意客とさらなる良好な関係を構築することが必要です。そのためには、得意客の忠誠度をより高めるロイヤルティ向上戦略が要求されます。具体的には、主に2つの施策が挙げられます。第一に、得意客一人一人のニーズに合わせるカスタマイズ化です。一人一人の得意客に対し、個別対応による付加価値を高めることにより、それだけ自分のことを大事にしてくれていると得意客が認識し、上述の利益をもたらしてくれることが期待できます。第二に、双方向のコミュニケーションの促進です。得意客とコミュニケーションを積極的にとることにより、一体感が醸成され絆がさらに強まります。現在は得意客との接触が困難な状況にありますが、ＳＮＳはもちろんＷＥＢ会議システムを利用すれば、リアルタイムでつながることができます。今こそ、デジタルのコミュニケーションをより充実させることが大切です。

囲い込み戦略

得意客を安定的に維持し続けるためには、ロイヤルティ向上戦略とともに囲い込み戦略が必要です。ロイヤルティが高い得意客であっても、ライバル他社へ乗り換える可能性があります。インターネットを通じた販売促進策の発展により、自社の得意客に容易にライバル他社が接触してくる機会が増えています。不測の事態に備えて、乗り換えの歯止めとなる仕組みを多く有しておくことが必要です。ライバル他社が攻勢をかけてきた時に、たとえばポイント制をはじめとするフリークエンシープログラムを導入しておくことにより、得意客はこれまで積み上げてきたことが無駄になり損をするという心理が働き、ライバル他社への乗り換えを踏み止まることが見込まれます。

ライフタイムバリューの最大化

以上のことから、ロイヤルティ向上戦略並びに囲い込み戦略を実行し、得意客からもたらされる生涯にわたっての総利益を意味するライフタイムバリューを最大化することが肝要です。

本稿が貴社のビジネスの一助となれば幸甚です。

お問い合わせは、お近くの商工会または県商工会連合会へ

商工会の共済で確かな安心を!!

●商工貯蓄共済

1口の掛金は2,000円。　少ない掛金でふえる貯蓄!

♪ 掛金･加入期間
1口月額2,000円（10年満期･5年満期･10年保障重視）

♪ 加入資格
商工会会員及びその家族並びに従業員が加入出来ます。

♪ 貯蓄積立金と利息
毎月の掛金から年1回生命保険料と経費を差し引き、残りの掛金は加入者積立金となり加入期間中利息を付けて複利計算します。（平成30年4月1日から利率は年0.15%です。）

♪ 積立金仮払い制度
急な資金が必要となった時、解約手続きをせずに、積立金の一部を仮払いできます。（1万円単位でご利用いただけます。）

♪ 付属保険
わずかな保険料で交通傷害保険を付けることができます。
交通保険料は、1口につき、年間1,170円です。

●新型医療共済

全ての入院が対象で、日帰り入院からの充実保障!

○　万が一「死亡」した場合には、100万円をお支払いします。
○　配偶者やお子さまもご加入いただけます。
○　簡単な告知のみでお申込みいただきます。

	Aプラン	Bプラン	Cプラン	こどもプラン
入院給付金日額	8,000円	7,000円	5,000円	3,000円
死亡保険金	100万円			
契約年齢	15歳～69歳（継続加入は79歳まで）			0歳～22歳

※掛金は年齢･プランにより異なります。

サポート①　電話による24時間健康相談サービス　相談無料
サポート②　医師の手配･紹介サービス
サポート③　メンタルヘルスサポートサービス　通話無料
是非ご活用ください。（http://www.t-pec.co.jp）

●全国商工会会員福祉共済

「けが」の補償のA▲コースに個人賠償責任保険（最高2億円）･熱中症の補償が自動付帯!

○個人賠償責任保険でご家族全員の賠償事故をカバーします。
・自転車を運転中、あやまって他人と接触してケガをさせた。
・買物中、あやまって商品を落として割ってしまった。
・飼い犬が散歩中に他人に噛みつきケガをさせてしまった。など
○日常生活や業務中に熱中症になったときにも補償します。

「けが」の補償

満6歳～80歳
けがによる死亡･後遺障害、入院、手術、通院を補償します。
●傷害プラン
▲2,000円コース
▲3,000円コース
▲4,000円コース
●傷害ライトプラン（1,000円）
●シニア傷害プラン（2,000円）

＋

「病気」の補償
けがに付帯

満6歳～74歳
疾病による入院、手術等を補償します。
●医療特約（1,000円）
●シニア医療特約（1,000円）

「がん」の補償

満6歳～74歳
がん･けが･疾病による入院、手術等を補償します。
●トータル「がん」プラン（3,000円）
●シニアトータル「がん」プラン（6,000円）
●シンプル「がん」プラン（3,000円）
●シニアシンプル「がん」プラン（6,000円）

「生命」の保障

6歳～65歳
死亡･高度障害を大きく保障します。
●共済金 1,000万円（2口）～6,000万円（12口）
●割安な掛金で更に配当が受け取れます。
●掛金は、年齢･性別により異なります。

熱中症の補償が新しく追加！　ライフプランに応じて、加入プランをご検討ください。

■■ 詳しくは、ご加入の商工会または県商工会連合会までお問い合わせください。
和歌山県商工会連合会　０７３－４３２－４６６１

働き方改革に向けた対応のご準備を！

中小・小規模事業者の皆様も

① 就業規則や36協定の作成・変更等の社内ルールの見直し
② 従業員への処遇改善に向けた経営全般の見直し

などの準備が必要となります。
その際、下記に設置されている「働き方改革推進支援センター」において、就業規則の見直しや従業員の雇用管理改善等の対応に向けて、常駐する社会保険労務士から助言を無料で受けることができますのでご活用ください。（原則予約制）

■和歌山県働き方改革推進支援センター
（和歌山県社会保険労務士協同組合運営）
〒640-8227
和歌山市西汀丁36　和歌山商工会議所2階
TEL：0120-731-715
メール：hatarakikatasoudan@gmail.com

働き方改革関連法案概要（主なもの）

1　長時間労働の是正
①時間外労働の上限規制の導入
【2020年4月～】
時間外労働の上限は**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定
②割増賃金の見直し【2023年4月～】
月60時間超の時間外労働に対する割増賃金を25%→50%に

2　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止
【2021年4月～】

金利のお知らせ　（令和2年8月3日現在）

◆小規模事業者経営改善資金融資 ……（年利1.21%）
◆日本政策金融公庫普通貸付融資（基準利率）…（年利2.16%～2.55%）
◆経営者保証免除特例制度（基準利率）……（年利2.36%～2.75%）

がんばる企業を「信用保証」で応援します。
広がる夢のおてつだい
和歌山県信用保証協会
http://www.cgc-wakayama.jp/
本　　所：〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地 TEL.073(423)2255(大代表)
田辺支所：〒646-0027 田辺市朝日ケ丘21番24号 TEL.0739(22)4666(代表)